

新潟県条例第83号

特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例  
 (特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 特別職の職員の給与に関する条例(昭和27年新潟県条例第30号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
別表(第2条関係)	別表(第2条関係)
知事 給料月額 <u>1,241,000円</u>	知事 給料月額 <u>1,240,000円</u>
副知事 " <u>971,000円</u>	副知事 " <u>970,000円</u>
地方公営企業管理者 " <u>841,000円以内</u>	地方公営企業管理者 " <u>840,000円以内</u>
(略)	(略)
県監査委員	県監査委員
識見を有する者のうちから選任された委員	識見を有する者のうちから選任された委員
常勤 " <u>672,000円</u>	常勤 " <u>671,000円</u>
非常勤 報酬月額 <u>672,000円以内</u>	非常勤 報酬月額 <u>671,000円以内</u>
(略)	(略)
(略)	(略)
非常勤の顧問、参与及び県専門委員	非常勤の顧問、参与及び県専門委員
(略)	(略)
報酬月額の場合 <u>621,000円以内</u>	報酬月額の場合 <u>620,000円以内</u>
報酬年額の場合 <u>1,011,000円以内</u>	報酬年額の場合 <u>1,010,000円以内</u>
(略)	(略)

(新潟県議会議員給与条例の一部改正)

第2条 新潟県議会議員給与条例(昭和25年新潟県条例第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
第2条 議長、副議長及び議員の議員報酬額は、次のとおりとする。	第2条 議長、副議長及び議員の議員報酬額は、次のとおりとする。
議長 月額 <u>96万1,000円</u>	議長 月額 <u>96万円</u>
副議長 月額 <u>84万1,000円</u>	副議長 月額 <u>84万円</u>
議員 月額 <u>77万1,000円</u>	議員 月額 <u>77万円</u>

(知事、副知事、県議会議員等に対する期末手当等の支給に関する条例の一部改正)

第3条 知事、副知事、県議会議員等に対する期末手当等の支給に関する条例(昭和28年新潟県条例第36号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(期末手当の額)	(期末手当の額)
第2条 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した特別の職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在)において特別の職員が受けるべき給与月額(知事、副知事、県議会議員、地方公営企業管理者及び常勤の県監査委員にあつては、その額に給与月額に100分の45を乗じて得た額を加算した額)に、6月に支給する場合においては100分の140、12月に支給する場合においては <u>100分の170</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の	第2条 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した特別の職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在)において特別の職員が受けるべき給与月額(知事、副知事、県議会議員、地方公営企業管理者及び常勤の県監査委員にあつては、その額に給与月額に100分の45を乗じて得た額を加算した額)に、6月に支給する場合においては100分の140、12月に支給する場合においては <u>100分の155</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の

<p>期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2 (略)</p>
---	---

**第4条** 知事、副知事、県議会議員等に対する期末手当等の支給に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(期末手当の額)</p> <p><b>第2条</b> 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した特別の職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在)において特別の職員が受けるべき給与月額(知事、副知事、県議会議員、地方公営企業管理者及び常勤の県監査委員にあつては、その額に給与月額に100分の45を乗じて得た額を加算した額)に、6月に支給する場合には<u>100分の147.5</u>、12月に支給する場合には<u>100分の162.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(期末手当の額)</p> <p><b>第2条</b> 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した特別の職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在)において特別の職員が受けるべき給与月額(知事、副知事、県議会議員、地方公営企業管理者及び常勤の県監査委員にあつては、その額に給与月額に100分の45を乗じて得た額を加算した額)に、6月に支給する場合には<u>100分の140</u>、12月に支給する場合には<u>100分の170</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2 (略)</p>

(新潟県教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正)

**第5条** 新潟県教育委員会教育長の給与等に関する条例（昭和39年新潟県条例第81号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(給与)</p> <p><b>第2条</b> (略)</p> <p>2 給料は、月額<u>79万9,000円</u>とする。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 通勤手当及び期末手当の額並びに支給方法等については、一般職の職員の例による。ただし、一般職員給与条例第25条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の140」と、「100分の137.5」とあるのは「<u>100分の170</u>」とする。</p> <p>5・6 (略)</p>	<p>(給与)</p> <p><b>第2条</b> (略)</p> <p>2 給料は、月額<u>79万8,000円</u>とする。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 通勤手当及び期末手当の額並びに支給方法等については、一般職の職員の例による。ただし、一般職員給与条例第25条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の140」と、「100分の137.5」とあるのは「<u>100分の155</u>」とする。</p> <p>5・6 (略)</p>

**第6条** 新潟県教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(給与)</p> <p><b>第2条</b> (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 通勤手当及び期末手当の額並びに支給方法等については、一般職の職員の例による。ただし、一</p>	<p>(給与)</p> <p><b>第2条</b> (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 通勤手当及び期末手当の額並びに支給方法等については、一般職の職員の例による。ただし、一</p>

<p>般職員給与条例第25条第2項中「100分の122.5」とあるのは「<u>100分の147.5</u>」と、「100分の137.5」とあるのは「<u>100分の162.5</u>」とする。</p> <p>5・6 (略)</p>	<p>般職員給与条例第25条第2項中「100分の122.5」とあるのは「<u>100分の140</u>」と、「100分の137.5」とあるのは「<u>100分の170</u>」とする。</p> <p>5・6 (略)</p>
---	---

**附 則**

(施行期日等)

- 1 この条例中第1条、第2条及び第5条（新潟県教育委員会教育長の給与等に関する条例第2条第2項の改正に限る。）の規定は平成27年1月1日から、第3条及び第5条（新潟県教育委員会教育長の給与等に関する条例第2条第2項の改正を除く。以下同じ。）の規定は公布の日から、その他の規定は平成27年4月1日から施行する。
- 2 第3条の規定による改正後の知事、副知事、県議会議員等に対する期末手当等の支給に関する条例の規定及び第5条の規定による改正後の新潟県教育委員会教育長の給与等に関する条例の規定は、平成26年12月1日から適用する。  
(期末手当の内払)
- 3 第3条の規定による改正後の知事、副知事、県議会議員等に対する期末手当等の支給に関する条例又は第5条の規定による改正後の新潟県教育委員会教育長の給与等に関する条例の規定を適用する場合においては、第3条の規定による改正前の知事、副知事、県議会議員等に対する期末手当等の支給に関する条例又は第5条の規定による改正前の新潟県教育委員会教育長の給与等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、それぞれ第3条の規定による改正後の知事、副知事、県議会議員等に対する期末手当等の支給に関する条例又は第5条の規定による改正後の新潟県教育委員会教育長の給与等に関する条例の規定による期末手当の内払とみなす。